

公 示 日 : 2025 年 10 月 29 日 (水)

調達管理番号 : 25a00632

国 名 : タイ国

担 当 部 署 : 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

調 達 件 名 : タイ国 ASEAN 地域における社会福祉人材育成プロジェクト詳細
計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 12 月上旬から 2026 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.00
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 15 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 11 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2025 年 11 月 21 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東南アジア諸国は、1967年のASEAN設立以来、政治的安定、経済発展、安全保障の強化を進めてきている。他方、ASEAN諸国の間で経済、医療、教育、社会保障の成熟度に差があり、いくつかの国では高齢化など新たな課題にも直面している。更に、経済発展により国内での地域間格差や都市部での所得格差拡大も深刻である。このように様々な社会課題が複雑に存在するASEAN地域では、社会福祉制度の充実の必要性が高まっており、それら制度及びサービスを支援が必要な人に適切につなぐソーシャルワーク人材の強化に向けた取り組みが求められている。

こうした背景のもと、ASEAN共同体のうちの1つである社会・文化共同体（ASEAN Socio-Cultural Community）の下位組織であるASEAN社会福祉・開発高級実務者会合（ASEAN Senior Officials Meeting on Social Welfare and Development: SOMSWD）の管理下において、ASEANソーシャルワーク共同体（ASEAN Social Work Consortium: ASWC）が2010年に設立された。ASWCは、ASEAN域内でのソーシャルワーク専門職の認知度向上や関係機関との連携強化による能力強化を目的に域内での研修センターの必要性を提唱し、2019年にタイ政府主導でASEANソーシャルワーク・社会福祉研修センター（ASEAN Training Centre for Social Work and Social Welfare: ATCSW）が設立された。

ATCSWは、ビジョンとして「ソーシャルワークと社会福祉に関する主要なセンターとなる¹」ことを掲げ、ASEAN域内のソーシャルワーク・社会福祉に関する専門知識・技術を学ぶための研修コースの開発及び提供や、域内のネットワーク構築に向けた関係機関との協力強化などを目的としている。しかし、現在ATCSWは、タイ社会開発人間安全保障省（MSDHS）のからの人員配置及び予算措置の他、他

¹ ATCSWがASEANにおける主要なソーシャルワーク人材育成機関となることへの期待は、2020年第37回ASEAN首脳会議にて採択された「Ha Noi Declaration on Strengthening Social Work Towards Cohesive and Responsive ASEAN Community（ハノイ宣言）」内でも言及されている。

ドナーの単発的な支援により運営されている状況であるため、小規模な人員体制と限定的な予算のもと長期的ビジョンの策定が進まず、戦略的な活動を行えているとは言えない。今後 ASEAN 地域のソーシャルワーク専門人材の育成を担う組織とみなされるためには、各種事業の企画及び実施能力強化、情報発信・関係機関とのパートナーシップ拡大に向けた ATCSW の組織体制の強化が必要である。

このような状況から、ソーシャルワーク専門職として社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を整備し、児童や障害者の支援や、高齢化社会への対応等、多様化する課題に関係機関及び専門職が連携して取り組んできた我が国に対し、ATCSW の機能強化を通じた ASEAN 各国の社会福祉人材育成や社会福祉人材の地位向上のための協力にかかる要請がなされた。これに対して、JICA は基本計画策定調査を実施の上、2025 年 8 月よりプロジェクトを開始している。

本詳細計画策定調査では、派遣中の専門家やローカルコンサルタントの情報収集を踏まえて、現地調査を実施し、関係機関の現状、事業の活動内容と対象範囲、実施体制、実施機関、先方負担事項、について情報を収集・整理する。これらの結果を踏まえ、プロジェクトの目標、成果、投入等の枠組みについて検討し、実施機関とプロジェクトに関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 12 月中旬～2026 年 1 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成す

る。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。また、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加するとともに、議事録（和文）も作成する。

（２）現地業務（2026年1月中旬～2026年1月下旬）

- ① 適宜、調査団内の打合せを調整する。
- ② JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ③ タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ④ 事前に配付した質問票への回答を回収し、その回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF他国際機関、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

² [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

⑦実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑧担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

（３）整理業務（2026年2月上旬～2026年2月中旬）

①報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2026年2月27日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 案件概要表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 16 日～1 月 30 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) プロジェクトマネジメント／ソーシャルワーク (JICA プロジェクト専門家)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：英語⇄タイ語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本事業要請書、締結済みR/D
- ・案件概要表

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上